

3/23 女性に対する暴力に関する専門調査会での議論を踏まえた意見・要望等

- 1) **ワンストップセンター設置促進** : 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進するなど性犯罪への対策を総合的に推進すべき。その際、ワンストップ支援センターの設置状況について更に調査し、実証的調査研究事業も含め、自治体への支援の在り方を検討すべき(設置のノウハウ提供や広報だけでなく、運営に係る支援も含めて検討すべき)。また、ワンストップセンターが現在未設置の自治体については、その理由を含め調査すべき。
- 2) **性暴力被害者の心のケアの充実** : 基本計画74頁では、医療費・カウンセリング費用の助成の検討について記載されているが、さらに民間団体等によるカウンセリングなど精神的ケアの支援を実施できるように検討すべき。
- 3) **配偶者等からの暴力(DV)の被害者等への支援** : 被害者への支援体制の充実はもとより、加害者更生に向けた取組を具体化すべき。その際、警察等との連携に留意すべき。また、子に対する面接交流の実態等も調査すべき。
- 4) **ストーカー事案等への総合的な対策** : 2016年3月17日警察庁発表によれば、DVの被害が最多の6万件的のほか、ストーカー被害2万件、リベンジポルノ相談1143件となっており、新たな動向に注目しつつ総合的な対策に取り組むべき。
- 5) **性犯罪の罰則の在り方** : 現在調査・審議を行っている法制審議会の答申が得られた場合には、法改正を含む必要な措置を講ずるべき。
- 6) **暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方・実態把握のための電話相談** : 従来の犯罪白書等を含め、性暴力被害や配偶者等からの暴力などに関するデータを分析するための手法や統計等について、詳細に調査研究する必要がある。また、平成23年2-3月に実施して大きな成果を得た パープルダイヤルのような24時間対応の電話相談等についても検討すべき。
- 7) **広報・周知方策の在り方** : 女性に対する暴力の被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討すべき。特に、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図るべき。(リベンジポルノ、デートDVなど、法改正等の内容を周知徹底させることが急務である。)